

1 環境基準等

(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

表 3-1-1 地下水環境基準

有害物質の種類	基準値	有害物質の種類	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※ 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンについては最高値とする。

(2) 土壌汚染対策法に基づく環境基準

表 3-1-2 土壌汚染対策法に基づく指定基準

有害物質の種類	土壌含有量基準	土壌溶出量基準
クロロエチレン	-	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
四塩化炭素	-	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	-	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	-	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	-	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	-	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
ジクロロメタン	-	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	-	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	-	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	-	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	-	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること。
ベンゼン	-	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
カドミウム及びその化合物	土壌 1 kg につき カドミウム 150 mg 以下であること。	検液 1 L につき カドミウム 0.01 mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1 kg につき 六価クロム 250 mg 以下であること。	検液 1 L につき 六価クロム 0.05 mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1 kg につき 遊離シアン 50 mg 以下であること。	検液中にシアンが検出されないこと。
水銀及びその化合物	土壌 1 kg につき 水銀 15 mg 以下であること。	検液 1 L につき水銀 0.0005 mg 以下であり、かつ、 検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	土壌 1 kg につき セレン 150 mg 以下であること。	検液 1 L につき セレン 0.01 mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1 kg につき 鉛 150 mg 以下であること。	検液 1 L につき 鉛 0.01 mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1 kg につき 砒素 150 mg 以下であること。	検液 1 L につき 砒素 0.01 mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1 kg につき ふっ素 4,000 mg 以下であること。	検液 1 L につき ふっ素 0.8 mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1 kg につき ほう素 4,000 mg 以下であること。	検液 1 L につき ほう素 1 mg 以下であること。
シマジン	-	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	-	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
チウラム	-	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	-	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	-	検液中に検出されないこと。